

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010函第10号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年2月13日 11時20分ごろ	
発生場所	北海道根室市歯舞漁港 歯舞港南防波堤中灯台から真方位265°300m付近 (概位 北緯43°20.4′ 東経145°45.5′)	
事故等調査の経過	平成22年2月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 引船 第三十五^{ふくとく}福德丸、12トン 第200-17950号、道東建設株式会社</p> <p>B 台船（船名なし）、30m(L) 船舶登録なし、道東建設株式会社</p> <p>C 漁船 第六十八^{よし}吉丸、4.9トン HK3-115993（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>C 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 操舵室右舷船首外板に擦過傷、右舷船首部ブルワークに曲損等</p> <p>B 右舷船首部に擦過傷</p> <p>C 船首中央部ブルワークにき裂</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、作業員2人が乗ったB船をえい航してA船引船列を構成し、歯舞漁港南防波堤改良工事の資材輸送のため、歯舞漁港内を南防波堤に向け、約3ノット(kn)の速力で南西進していた。</p> <p>船長Aは、船首方から接近してくるC船を視認していたが、小回りの効くC船がA船引船列を避けてくれるものと思い、針路及び速力を保持して航行した。</p> <p>C船は、船長Cほか甲板員2人が乗り組み、歯舞漁港内を港口に向けて、約10knの速力で北東進していた。</p> <p>船長Cは、離岸後、港奥の船溜りで回頭中、A船引船列を視認していたが、船首を港口付近に向けたのち、自動操舵にして携帯電話を使用していた。</p> <p>船長A及び船長Cは、いずれも相手船が船首方間近に迫ったとき、転舵などの動作をとったが、A船引船列とC船は、平成22年2月13日11時20分ごろ、A船右舷船首部とC船船首部が衝突し、次いでB船船首側右角とC船船首部が衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波 ほとんどなし</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし

	<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>A 船引船列は南西進中、C 船は北東進中、齒舞漁港において衝突したものと考えられる。</p> <p>船長 A は、C 船が A 船引船列を避航するものと思 い込んでいたため、衝突直前まで針路及び速力を保 持して航行したものと考えられる。</p> <p>船長 C は、携帯電話の使用に意識を集中させ、適 切な見張りを行っていなかったため、衝突直前まで A 船引船列に接近していることに気付かなかった ものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、齒舞漁港において、A 船引船列が南西進中、C 船が北東進中、船長 A が、C 船が A 船引船列を避航するものと思 い込み、衝突直前まで針路及び速力を保持して航行し、また、船長 C が、携帯電話の使用に意識を 集中させ、適切な見張りを行っていなかったため、A 船引船列と C 船が衝 突したことにより発生したものと考えられる。</p>	